

# 伊勢市公報

第368号  
令和3年3月5日  
金曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則	2
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金に関する規則	4
○ 伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則	7
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	9
<b>教育委員会訓令</b>	
○ 伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部を改正する訓令	14
<b>告 示</b>	
○ 指定代理納付者の指定について	16
<b>教育委員会告示</b>	
○ 伊勢市指定文化財の指定の解除について	17
<b>公 告</b>	
○ パブリックコメントの結果公表について	18
○ パブリックコメントの結果公表について	19
○ パブリックコメントの結果公表について	20
○ パブリックコメントの結果公表について	21
○ 伊勢市バリアフリーマスタープランの策定について	22

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和3年2月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第3号

### 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則

#### (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、広報いせ印刷業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、情報戦略局広報広聴課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金に関する規則をここに公布する。

令和3年2月17日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

## 伊勢市教育委員会規則第 1 号

伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る  
共済掛金に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 17 条第 4 項の規定に基づき、伊勢市が独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間で締結した災害共済給付契約に係る伊勢市立の小学校、中学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児の保護者（法第 16 条第 1 項に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する共済掛金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額)

第 2 条 保護者から徴収する共済掛金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 伊勢市立小学校の児童又は伊勢市立中学校の生徒（以下「児童等」という。） 1 人当たり年額 460 円
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯に属する児童等 1 人当たり年額 20 円
- (3) 伊勢市立幼稚園の園児 1 人当たり年額 205 円

2 前項の規定にかかわらず、各年度の 5 月 1 日（同月 2 日以降に新たに法第 16 条第 1 項の同意をした者にあつては、当該同意をした日）において、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、共済掛金は徴収しない。

- (1) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(納入方法及び時期)

第3条 保護者は、第2条第1項に定める共済掛金の額を、各年度につき、教育委員会が指定する日までに市に納入しなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、共済掛金に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和3年2月17日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

## 伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市青少年相談センター条例施行規則（平成29年伊勢市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「青少年相談員」を「青少年指導員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月17日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第34号）  
の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

伊勢市体育施設使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢市教育委員会

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
電 話

次のとおり使用の許可を申請します。

使用施設

使用日時 年 月 日

午 前後 時 分から

午 前後 時 分まで

使用内容

使用人員

その他

様式第2号（第3条関係）

伊勢市体育施設使用許可書

年 月 日

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称 様

伊勢市教育委員会 印

月 日申請のあった体育施設の使用を許可します。

使用施設

使用日時 年 月 日

午 前後 時 分から

午 前後 時 分まで

使用内容

使用人員

使用料

使用許可条件 伊勢市体育施設条例及び同条例施行規則を守り、係員の指示に従うこと。

その他

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和3年2月17日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

## 伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部を改正する訓令

伊勢市立小中学校共同実施組織規程（平成18年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「規定」を「訓令」に改める。

第11条中「規程」を「訓令」に改める。

別表第1第1グループの項中「厚生小学校 神社小学校 大湊小学校」を「厚生小学校」に、「御菌小学校」を「御菌小学校 みなと小学校」に改める。

別表第2(1)の表学校経営の部諸規定の制定に関すること。の項中「諸規定の」を「諸規程の」に、「経理に関する規定」を「経理に関する規程」に、「校内諸規定」を「校内諸規程」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定、第11条の改正規定及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

## 伊勢市告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市倉田山公園野球場及び伊勢フットボールヴィレッジに係る使用料の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

P a y P a y 株式会社

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和 3 年 2 月 24 日から令和 3 年 3 月 31 日まで



伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市文化財保護条例に基づき、次のとおり伊勢市指定文化財の指定を解除します。

令和3年2月17日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者 (管理者)
記念物 (天然記念物)	宿り木の桜	—	—	伊勢市宇治今在 家町	宗教法人 神宮

## 伊勢市公告第 11 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市犯罪被害者等支援条例（骨子）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 3 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市犯罪被害者等支援条例（骨子）
- 2 骨子の公告日  
令和 2 年 11 月 27 日
- 3 提出された意見  
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
なし
- 5 案の修正内容  
なし

## 伊勢市公告第 12 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市第 9 次老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 3 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市第 9 次老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（案）
- 2 案の公告日  
令和 2 年 12 月 1 日
- 3 提出された意見  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部介護保険課に備えて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 13 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市第 2 期障がい者計画及び伊勢市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 3 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 案の題名

伊勢市第 2 期障がい者計画及び伊勢市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画（案）

### 2 案の公告日

令和 2 年 12 月 1 日

### 3 提出された意見

別紙のとおり

### 4 提出された意見に対する市の考え方

別紙のとおり

### 5 案の修正内容

別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部障がい福祉課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 14 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市バリアフリーマスタープラン（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 3 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市バリアフリーマスタープラン（案）
- 2 案の公告日  
令和 2 年 11 月 27 日
- 3 提出された意見  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 15 号

伊勢市バリアフリーマスタープランを策定しましたので、次のとおり当該プランを公表します。

令和 3 年 2 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。